

## 鉄道沿線まちづくり推進会議 設置規約

### (設置)

第1条 鉄道事業者等と連携しながら、大阪のまちづくりグランドデザインを推進するため、鉄道沿線まちづくり推進会議(以下、「推進会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、鉄道沿線まちづくりの推進に向けた取組等に関する情報提供及び意見交換等とする。

### (組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長、委員及びオブザーバーをもって組織する。

2 会長は大阪都市計画局長、副会長は堺市建築都市局長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる鉄道事業者等が指名する職員とする。

4 オブザーバーは、大阪府都市整備部事業調整室及び大阪市高速電気軌道株式会社が指名する職員とする。

### (会議)

第4条 会長は、会議を招集し、これを主宰する。

2 副会長は、会長を補佐する。なお、副会長は、会長に事故があるときは、その職務を代理し、又は会長が欠けたときはその職務を行う。

3 会議においては、代理出席を可能とする。

### (庶務)

第5条 推進会議の庶務は、大阪都市計画局計画推進室及び堺市建築都市局都市計画部において処理する。

### (その他)

第6条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規約は、令和5年7月14日から施行する。

### 別表

西日本旅客鉄道株式会社

近畿日本鉄道株式会社

南海電気鉄道株式会社

京阪ホールディングス株式会社

阪急電鉄株式会社

阪神電気鉄道株式会社